第

4387

号

 $\frac{RE \stackrel{\wedge}{A}DAS}{U-\vec{y}_{r}z_{r}}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2011年)平成23年12月16日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♀ 子ども手当

 \mathbf{Q} :子ども手当が10月から変わったそうですが、どうなったのですか?

 $oldsymbol{A}$:年齢によって支給額が変わることとなりました。

【解説】

子ども手当が見直され、平成23年10月から 平成24年3月までについては、次のように適 用されることとなっています。

①支給額

- 3歳未満・・・一律15,000円
- 3歳以上小学校終了前・・・10,000円(但し 第3子以降は15,000円)

中学生・・・一律10,000円

②支給時期

平成24年2月・・・(H23.10~H24.1分) 平成24年4月・・・(H24.2~H24.4分)

③所得制限

平成24年6月から所得制限が導入されます。 詳細は未定です。

④申請

子ども手当を受け取る場合には、全ての方について申請が必要です。平成24年3月までに申請すれば、平成23年10月分から手当を受け取ることができますが、10月以降に子どもが生まれた人や他の市町村に転居した人については、生まれた日又は転居した日に翌日から15日以内に申請しなければ、後で遡って受け取ることができませんので注意しておいてください。







